

○大和市スポーツ施設設置条例施行規則

昭和61年9月27日

教委規則第11号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則(昭和54年教委規則第4号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市スポーツ施設設置条例(昭和61年大和市条例第35号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(平17教委規則2・平18教委規則5・一部改正)

(申込書に添えて提出する書類)

第2条 条例第6条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(平17教委規則2・追加、平18教委規則5・旧第4条繰上・一部改正)

(専用利用)

第3条 スポーツ施設及び設備(以下「スポーツ施設等」という。)を専用利用しようとする者は、スポーツ施設等利用申請書その他必要な書類を利用しようとする日の3月前から5日前までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用しようとする日の4日前から当日までにおいて、スポーツ施設等が利用できる状況であれば、指定管理者は、専用利用の受付をすることができる。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、スポーツ施設等利用承認通知書を交付するものとする。

(平17教委規則2・旧第4条繰下、平18教委規則5・旧第5条繰上・一部改正)

(個人利用)

第4条 スポーツ施設等を個人利用しようとする者は、指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の申し出を受けた場合、その内容を審査し、利用の承認をしたものについては、スポーツ施設等個人利用券を交付するものとする。

(平17教委規則2・旧第5条繰下、平18教委規則5・旧第6条繰上・一部改正)

(共用利用)

第5条 スポーツ施設等を共用利用しようとする者は、指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の申し出を受けた場合、その内容を審査し、利用の承認をしたものについては、スポーツ施設等共用利用券を交付するものとする。

(平2教委規則1・追加、平17教委規則2・旧第6条繰下、平18教委規則5・旧第7条繰上・一部改正)

(利用の禁止)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に感染するおそれのある伝染病患者

(2) 幼児で付添人のない者

(3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(4) 前各号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(平2教委規則1・旧第6条繰下、平17教委規則2・旧第7条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第8条繰上・一部改正)

(利用者等の義務)

第7条 利用者及び利用者の利用目的に応じて入場した者(以下「利用者等」という。)は、入場中は別に定める利用者心得を守り、スポーツ施設等に従事する係員(以下「係員」という。)の指示に従わなければならない。

2 専用利用者は、利用スポーツ施設等の秩序を保持するために必要な責任者を置かなければならない。

3 利用者等は、係員が施設の管理上特に必要があって立入りを要求したときは、これを拒むことができない。

4 利用者は、スポーツ施設等の利用を終了したとき、又は条例第18条第1項の適用を受けたときは、必要により係員の点検を受けなければならない。

(平2教委規則1・旧第7条繰下、平17教委規則2・旧第8条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第9条繰上・一部改正)

(専用利用の取消し)

第8条 利用者が専用利用の承認の取消しをしようとするときは、利用日の5日前までに指定管理者に申し出なければならない。

(平18教委規則5・追加)

(利用料金の減免)

第9条 条例第19条第4項の規定に基づく利用料金の減免は、次に定めるところによる。ただし、照明設備にかかる利用料金については、第6号及び第7号に掲げるときには減免しない。

- (1) 市が主催又は共催する事業として利用するとき。 全額免除
- (2) 指定管理者が主催する事業のうち、教育委員会が必要と認める事業に利用するとき。 全額免除
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業のためにスポーツ事業として利用するとき。 全額免除
- (4) 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団(平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。)が主催又は共催するスポーツ事業として利用するとき。 全額免除
- (5) 前号に規定する法人のほか、市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が利用するとき。 2分の1減額
- (6) 公共的団体が主催するスポーツ事業として利用するとき。 2分の1減額
- (7) 国又は地方公共団体が主催するスポーツ事業として利用するとき。 2分の1減額
(平2教委規則1・旧第8条繰下、平14教委規則10・平14教委規則17・一部改正、平17教委規則2・旧第9条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第10条繰上・一部改正、平20教委規則22・一部改正)

(利用料金の減免申請)

第10条 前条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、スポーツ施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前条第1号に該当する場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果をスポーツ施設等利用料金減免承認通知書により通知するものとする。

(平2教委規則1・旧第9条繰下、平17教委規則2・旧第10条繰下、平18教委規則5・旧第11条繰上・一部改正)

(利用料金の還付)

第11条 条例第19条第5項ただし書に規定する利用料金の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他教育委員会及び指定管理者の都合により利用できなかったとき。 利用料金の全額
- (2) 第8条の規定により専用利用の承認の取消しを申し出て、指定管理者が承認したとき。 利用料金の全額
- (3) 利用者の責めに帰することができない事由により専用利用の継続ができなかった

とき。 不利用相当時間(1時間未満は切り捨て)の利用料金の全額

- 2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、スポーツ施設等利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平2教委規則1・旧第10条繰下、平17教委規則2・旧第11条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第12条繰上・一部改正)

(販売行為等の禁止)

- 第12条 許可なくスポーツ施設内において、物品の販売、広告、宣伝、寄付、募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。

(平2教委規則1・旧第11条繰下、平17教委規則2・旧第12条繰下、平18教委規則5・旧第13条繰上)

(様式)

- 第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は第1号様式については教育委員会が、第2号様式から第8号様式までについては指定管理者が別に定める。

(平18教委規則5・追加)

(委任)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

(平2教委規則1・旧第12条繰下、平17教委規則2・旧第13条繰下)

附 則

- 1 この規則は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、改正前の大和市スポーツ施設設置条例施行規則の規定により、既に行われたスポーツ施設の使用の承認については、改正後の大和市スポーツ施設設置条例施行規則の規定により行われたものとみなす。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(昭和63年教委規則第11号)

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成2年教委規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第10号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の使用料の減免に関する規定は、この規則の施行日以後の使用に適用する。

附 則(平成14年教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第22号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第13条関係)

(平18教委規則5・追加)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	スポーツ施設等利用申請書	第3条
第3号様式	スポーツ施設等利用承認通知書	第3条
第4号様式	スポーツ施設等個人利用券	第4条
第5号様式	スポーツ施設等共用利用券	第5条
第6号様式	スポーツ施設等利用料金減免申請書	第10条
第7号様式	スポーツ施設等利用料金減免承認通知書	第10条
第8号様式	スポーツ施設等利用料金還付申請書	第11条